

AI ネットワーク社会推進会議

第 12 回 議事概要

1. 日時

令和元年 5 月 30 日 (木) 13 : 00 ~ 15 : 00

2. 場所

中央合同庁舎 2 号館 第 1 特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員

須藤議長、三友副議長、岩本構成員、大橋構成員、大屋構成員、金井構成員、北野構成員、喜連川幹事、キーナン構成員 (代理 : 日本 IBM 株式会社 久世 執行役員・最高技術責任者)、木村構成員、小塚構成員、近藤構成員、宍戸構成員、城山幹事、平野 (晋) 幹事、新保構成員、鈴木幹事、谷崎構成員、中川幹事、長田構成員、中西構成員、萩田構成員、東原構成員 (代理 : 株式会社日立製作所 城石 研究開発グループ 技術顧問)、福田構成員、堀幹事、山川構成員、山本構成員 (代理 : 富士通株式会社 中条エグゼクティブディレクター)

(2) 総務省

佐藤総務副大臣、鈴木総務審議官、武田大臣官房長、安藤大臣官房総括審議官、竹内サイバーセキュリティ統括官、赤澤情報流通行政局審議官、井上情報通信政策研究所長、香月情報通信政策研究所調査研究部長、小川情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、高木情報通信政策研究所調査研究部主任研究官

(3) オブザーバー

内閣府、消費者庁、個人情報保護委員会、経済産業省、情報通信研究機構、科学技術振興機構、理化学研究所、産業技術総合研究所

4. 議事概要

(1) 開催要綱 (案)

資料 1 の開催要綱 (改) の確認が行われた。

(2) 事務局からの説明

事務局より、資料 2 に基づき、報告書 2019 (案) について、資料 4 に基づき、AI 経済検討階報告書についてそれぞれ説明があった。

(3) 意見交換

<AI ガバナンス検討会 (4/24) に対する経団連 AI 活用戦略 TF からの意見説明 >

【北野構成員】

- ・ ガイドラインに関して、原則全てを全社が押しなべて守らなければならないというのは厳しい、という懸念の声が経団連の会員企業から出ている。一方で、「守らなければならない規定」という段階から「競争戦略」として捉えられるようになっている事実があり、その実態を反映した形にするのが良いのではないか。
- ・ 人が全く介在しないデータの場合、「プライバシーの原則」や「尊厳・自律の原則」、「公平性の原則」は対象にならないと思われるが、そう判断してよいのか。また、一見関係ないように見えて実は重要である場合もあり、判断が難しい。もう少しきめ細かい例があると良いのではないか。
- ・ FAT（公平性、アカウントビリティ、透明性）に関しては重要と考えており、顔認証における外見的な差別等、起こり得る具体例を提示した上で、「きちんとやらないと企業は相当なリスクを負う」旨を明記した方が良いのではないか。
- ・ 星取表「AI サービスプロバイダ及びビジネス利用者等の利活用の流れと各原則・各論点との関係」において、AI サービスプロバイダに関しては、人が介在するデータを扱う場合と扱わない場合で状況が異なる為、その区分けや留意点を明記した方が良いのではないか。
- ・ 今後、各企業がAIに関する一般原則を検討していくと思われるが、企業ごとに必要とされる原則が分かるようなガイドラインがあれば良いのではないか。

<事務局の「AI利活用ガイドライン」「報告書2019（案）」の説明に対して>

【長田構成員】

- ・ エンドユーザーにも分かり易い形で、具体例が追加されていくことを期待する。
- ・ AIを開発する方々や、それを利用してビジネスをする方々がどのような原則に則っているのかを知る術となり、単なる「考察」ではないことを踏まえ、「ガイドライン」という名称を採用して欲しい。

【城山幹事】

- ・ 「ソフトロー」であることを強調しているが、ガイドライン全体に対する言及と云ってよいか。「原則」の部分はソフトローであると思うが、「解説」は文字通り説明である。
- ・ おかしな使われ方がされるのを避ける為にも、「ガイドラインの一字一句をそのままやることを求めてはいない」旨を記載してはどうか。

【北野構成員】

- ・ 経団連の立場としては、国際的なさまざまな議論に出遅れる危機を避けるためにも、ガイドラインをどれだけ遵守するかに関して、すべてを緩くして欲しいわけではない。一方で、FATのように、日本ではあまり意識が浸透していない分野に関しては、厳しく明記した方が良いのではないか。
- ・ 現時点では、各企業の自由意志に任せ、ソフトローであるが、将来的には各企業が行うべ

きものになると思う。そうなったときに、各企業がプラクティカルにアクセスできるガイドラインであるべく、もっときめ細かい具体例を記載した方が良いと思う。

- ・ リテラシーの問題をどうするか。手取り足取りになったとしても丁寧に説明した方が正しく使ってもらえるのではないかな。

【新保構成員】

- ・ 世界に先駆けて取り組んできた日本のガイドラインが、ソフトローという言葉で明記することによって、誰も守らなくていい単なる議論として終わってしまうのは避けるべきであり、「非拘束的」「ソフトロー」といった言葉はガイドラインから外すべきだと思う。
- ・ 法律家への不信感や、規制ではないガイドラインへの懸念を、特に経済界において、払拭する努力が必要なのではないか。マルチステークホルダー・プロセスを活用していくべきである。
- ・ ガイドラインがそもそもどのように必要なのか、どのような影響があるのか、広く一般の利用者も含めてどのように影響があって、受け入れられるのか・受け入れられないのかといったことを調査し、エビデンスベースの指標としての展開を目指してはどうか。
- ・ 日本において「ガイドライン」という名称に抵抗が強いのは事実であり、過去にも「イニシアチブ」や「補完的ルール」といった名称に変更した事例がある。

【中川構成員】

- ・ 「ガイドライン」という名称は規制的な部分が強調されやすいため、考慮の余地があると思う。
- ・ AI が既に競争戦略の段階に入ってきているという事実を、ガイドライン全体に強調して書いても良いのではないかな。
- ・ 日本は FAT に対して非常に意識が低く、国際的な場面に入った時に必ず問題になってくる。AI のガイドラインを守ることが、結果的に付加価値になることをはっきりと書いてはどうか。もしくは守らなければレピュテーションリスクに跳ね返ってくるという旨を記載すれば企業も真剣にガイドラインを読むのではないかな。
- ・ 倫理指針との関係を（私はどう書けばよいかは分からないが、）重視しても良いと思う。

【須藤議長】

- ・ AI 利活用ガイドラインの位置づけは「企業や消費者を助けるような reference」であり、それを参考にして各企業で業態に応じて考えて欲しいと某大企業に説明した。実際に、各企業はそのようにフレキシブルに対応してくれていると感じている。

【中川幹事】

- ・ ガイドラインを業態に応じて使ってもらうことに関して、大企業にはしっかりとした本部があるから問題ないが、中小企業はガイドラインの内容を額面通りに受け取るのではないかと心配している。

【宍戸構成員】

- ・ AI に対する知識や理解が様々なレベル感である中で、ガイドラインが AI の社会実装に向けてコミュニケーションをする為の共通言語の役割を果たすことが、本ガイドラインの意義となるのではないかと。社会全体の AI 社会実装を進め、社会全体の公共の利益を増進させていく意味があることを確認するために、その視点を報告書に記載すると良いのではないかと。
- ・ 「ガイドライン」という言葉に拘束力がある・ないと議論するのは意味がなく、単にガイドラインの冒頭に「何ら規制権限があるわけではない」と記載すればよいだけである。
- ・ ガイドライン 27 頁『AI 利活用原則』を考慮すべきタイミング」に「各企業や産業分野において考慮すべき利活用原則、また、考慮する程度については幅がある」ということを注で記載してはどうか。
- ・ 今後の進め方としては、各分野における専門家にお越しいただき、各分野における考慮すべき原則を具体的に検討していくのが良いのではないかと。またそれを報告書に記載してはどうか。

【福田構成員】

- ・ 各原則が関係するタイミングに関する星取表にて、「公平性の原則」は「AI 構築」の箇所のみしか該当していないが、本来「AI 利活用原則」は「AI 開発原則」と同様、利用者の利益の保護、また、公平な利用の確保が重要視されていると思う。それを前提とすると、現時点では、「AI の機能に着目した公平性」の原則になっているが、ユーザー側から見た、「AI サービスへのアクセスの公平性」の原則という見地を考えるべきではないかと。また、公正競争に関する見地についても言及してはどうか。

【近藤構成員】

- ・ アカウンタビリティには本来「保障」や「具体的な謝罪」という意味が込められている。AI サービスの受け手がその AI サービスによって何か不快に感じたりしたとき、それを誰に言えばよいのか、そういうことも検討することが大事である。

【平野幹事】

- ・ 歴史的背景から、アカウンタビリティには、「説明報告」及び「責任」という意味が含まれるというのが正しい理解であると思う。

【小塚構成員】

- ・ 「ガイドライン」は「法令ではない、言葉通りに適用していく性質の文章ではない」、とすることを強調して記載してはどうか。
- ・ 今後の会議の在り方としては、各企業が倫理委員会を立ち上げた際に悩むような点があれば、それらに関するベストプラクティスを検討していく場としての運用方法があり得るのではないかと。

【木村構成員】

- ・ どの原則がどのように適用されているか、特にセキュリティに関して、企業が自主的に明示してくれれば、消費者の安心に繋がると思う。
- ・ 名称に関して、「論点の考察」は曖昧な感じがするので、「ガイドライン」のほうが良いと思う。

【北野構成員】

- ・ 現在の書き方は、あれこれ考えながら原則を守らなければならないと強制的に感じられる。そうではなく、AI 利活用原則を活用することは、結果的に競争力を高めるイニシアチブになるのだということを書いた方がいいのではないか。
- ・ 「ガイドライン」という名称を使うと、原則を全て必ず守らなければならないと捉える人がでてくるのは確かであると思うので、留意して欲しい。

【鈴木幹事】

- ・ 社会全体に AI ネットワークが広がっている中で、サービスを受ける権利の裏側にある、「サービスを受けない権利」の保証が著しく困難になってしまい、利活用のステークホルダーの不安は増してきている。良かれと思って行う技術開発であっても、本当に妥当で皆が合意できるかどうかは別問題である。個人を基準にした社会システム自体を考え直し、新しい社会をデザインする必要があるのではないか。社会デザインのためのガイドラインが必要となるのではないか。
- ・ 28 頁、「生命倫理等の議論の参照」とあるが、「医療倫理・生命倫理との連携の議論」まで踏み込むことが重要である。
- ・ AI 依存によって何かしらの人間の能力は失われるわけであり、そのことに対して社会がどのようなサポートをするのか、リテラシー問題の正と負に関する記述をお願いしたい。

【平野幹事】

- ・ ガイドラインの周知活動を相当行わなければならない。また、そのことを報告書にも記載した方が良いのではないか。

【喜連川幹事】

- ・ 大学や公的研究機関の方々は、企業が納める法人税等を使う立場上、ルールに対してセンシティブに動かざるを得ないため、大学や公的研究機関の立ち位置に関して少し検討してはどうか。コスト意識をどのように考えるのか、どのくらいの緩和がなされるのか、研究者の視点においても触れた方が良いのでは。

【岩本構成員】

- ・ 今後、AI 利活用が生命倫理の話と繋がってくるのは間違いがなく、大きな問題が起こる前に対処しようということでガイドラインを検討しているという認識である。IBM や Google、Amazon といった大企業は既に指針を出している。

- ・ 企業にとって、企業理念がベースとなるが、大企業はその企業理念に基づくようにガイドラインを解釈している。中小企業にとっては難しいかもしれないが、AIは全ての産業に影響する為、やらないという選択肢はない。

【久世構成員】

- ・ 企業としては、分野ごとの具体的な事例を検討した上でのプロアクティブな法整備へ期待している。
- ・ (喜連川幹事の) コスト意識に関連して、情報公開や利用同意の取得方法といったところのプロセスを簡略化すると、コストの問題がだいぶ良くなるのではないか。

以上